

砂川市条例第13号  
令和8年3月18日

砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加え、同条第4項中「期末手当及び勤勉手当」を「寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当」に改める。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 重度心身障害者

第14条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、前条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務をした場合に当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

第15条中「所有し、」を「所有している職員」に、「借り受け、」を「借り受けて」に改める。

第20条第1項各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間に支給した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された病院事業職員の勤勉手当については、この条例による改正後の砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定によりなされたものとみなす。

3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給した地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された病院事業職員の寒冷地手当及び住居手当については、新条例の規定によりなされたものとみなす。